

環 対 第 1 1 5 号
令和元年6月20日

株式会社レノバ代表取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価準備書に対する意見
について (通知)

平成31年2月27日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第9号)第32条第1項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) 石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価準備書に対する意見

貴社が計画する発電所が稼働した際には、硫黄酸化物、窒素酸化物等のばい煙が排出され、周辺の大気環境への影響が懸念されることから、排ガス処理施設等に係る最新の知見を収集するなど、環境負荷の低減に向けた大気汚染防止対策等の更なる検討が求められるところである。

このことから、貴社は、環境影響評価書の作成に当たって、以下の内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 全般的事項

(1) 発電用燃料について

主要な発電用燃料として、海外から輸入する木質ペレットを使用することとし、併せて東北地域の未利用木材の木質チップ受け入れについて検討すると記載しているが、具体的な検討結果について、評価書に記載すること。

(2) 燃料の野積保管等による影響

燃料の野積保管等については、環境要素ごとに影響の有無を確認し、必要に応じて、予測及び評価すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、実施による効果を定量的に判断し、必要に応じて、準備書に記載の環境保全措置の見直しを行うこと。

(4) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質（窒素酸化物等）による影響

貴社は、本バイオマス火力発電所（以下「本発電所」という。）のほか、県内において同種及び同規模の火力発電所を1か所計画している。本発電所には、当該火力発電所と異なる排出ガス処理設備が設置され、排出ガス中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の濃度の諸元値が相対的に高いことから、評価書においては、効果的な排出ガス対策を導入した上で、排出ガス濃度を算出し、改めて予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音・低周波音による影響

5%時間率騒音レベル (L_{A5}) については、異なる音源による寄与を合成することは原理的に不可能である。そのため、現況実測値 (L_{A5}) 及び計算値 (L_{A5}) の合成値は、予測値として適切ではないため、参考値として記載する場合は、説明を加えること。

(3) 悪臭による影響

イ 燃料（特にパーム椰子殻）の野積保管等については、臭いが拡散しやすく、燃料そのものの臭いに加え、腐敗や劣化等による影響も懸念される。

そのため、予測及び評価に当たっては、類似事例などを参照し、臭気指数など定量的な指標を用いて行うこと。また、予測の不確実性を踏まえて、事後調査の実施を検討すること。

ロ 夏季の南風等により、住宅地へ悪臭が拡散することが考えられることから、施設の北側の住民等に配慮すること。

(4) 水質に対する影響

イ 排水の管理（特にCOD）は十分に注意して行うこと。

ロ 水質の予測に当たっては、日平均値ではなく、日最大値を用いて、より安全側で計算すること。

ハ パーム椰子殻等からの油分流出を防止する方法として、グリストラップ等の使用を検討すること。

ニ パーム椰子殻等由来のタンニンによって排水が黒ずむ可能性があるため、排水のモニタリング等を検討すること。

(5) 景観に対する影響

発電所の色彩については、グレー系の色の使用を検討すること。また、設備の表面には、太陽光の反射が軽減する加工等の実施を検討すること。

(6) 廃棄物の再資源化の推進

発電所の運転に伴う産業廃棄物等については、再生利用及び最終処分等の処理方法を明確にした上で、処分先を明示すること。

(7) 温室効果ガス等の削減に向けた検討

イ 海外から輸入するパーム椰子殻について、熱帯林保全の観点から、現地において環境保全的に配慮して生産されたものであることを確認した上で使用すること。

ロ 燃料の調達や火力発電設備等の建設、稼働及び廃棄等による温室効果ガスの排出量と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。